

95 災害復旧関連金融対策

【復旧・復興対策分 6 7 6 百万円】

【うち復興庁計上分 6 7 6 百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者等の災害復旧・復興に必要な資金について、金利・保証料等の軽減を図ります。

< 背景 / 課題 >

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者等が、資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、災害復旧・復興を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

< 主な内容 >

1. 実質無利子・無担保・無保証人貸付による被災林業者等への支援

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大 2 % の利子助成を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。(融資枠：1 2 億円)

災害復旧関係資金利子助成事業 2 3 5 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体、(株)日本政策金融公庫

2. 災害林業・木材産業者への資金調達の円滑化に対する支援

被災林業者・木材産業者の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、保証利用者の負担軽減を図るために保証料の助成を行います。

また、災害復旧・復興関係資金の調達に当たって、保証利用者の負担が増加しないよう保証を行う農林漁業信用基金が負担する代位弁済費を措置します。

災害復旧林業信用保証事業 4 4 2 百万円

補助率：定額

事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

[お問い合わせ先：林野庁企画課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 3 7 (直))]

林業・木材産業等の金融支援措置

平成24年度概算決定額676百万円

- 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧・復興等に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

融資		対象者	資金使途	限度額	講じる措置の概要
公庫資金	林業基盤整備資金	被害を受けた林業者	被害造林地、樹苗用施設、林道等の復旧	借受者の負担額の80%	・無利子 ・無担保・無保証人貸付
	農林漁業セーフティネット資金	被害を受けた林業者	長期運転資金	1200万円	
	農林漁業施設資金	被害を受けた林業者又は林業を併せ営む木材産業者	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等	

保証	対象者	保証対象資金	保証割合	講じる措置の概要
災害復旧林業信用保証	林業者又は木材産業者等	運転資金及び設備資金	100%	・無担保・無保証人保証引受 ・保証料無料